2011年4月5日
株式会社日立製作所
執行役社長 中西宏明
(コード番号：6501)
(上場取引所：東・大・名・福・札)

当社子会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う

公開買付開始公告の追加訂正に関するお知らせ

当社子会社である株式会社日立物流(執行役社長：鈴木 登夫／コード番号：9086／以下、日立物流)は、2011年3月9日に株式会社バンテック(代表取締役社長：山田 敏晴／コード番号：9382)の株式を公開買付けにより取得することを公表しましたが、本日、金融商品取引法第27条の8第1項及び第2項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しましたので、別紙のとおりお知らせします。

これに伴い、日立物流は、2011年3月10日付の「公開買付開始公告」(2011年3月18日付「公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)の内容につき、別紙のとおり訂正しますので、併せてお知らせします。

■報道機関お問い合わせ先

株式会社日立製作所 ブランド・コミュニケーション本部 広報・IR部
〒100-8280 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
[報道関係] 03-5208-9324 (直通)
[IR関係] 03-5208-9323 (直通)

以 上

別紙

平成23年４月５日

各　位

会社名　株式会社日立物流
代表者名　執行役社長　鈴木登夫
（コード番号　９０８６　東証第１部）
問合せ先　人事総務本部
課長　柿野憲昭
（TEL：03- 5634-0307）

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
公開買付開始公告の追加訂正に関するお知らせ

株式会社日立物流（以下「当社」といいます。）は、当社が平成23年３月９日付で公表した株式会社バンテック（コード番号：9382 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び平成16年６月25日の旧株式会社バンテック（その後、株式会社バンテック・グループ・ホールディングスとの吸収合併により消滅。以下「旧バンテック」といいます。）の株主総会にて決議され、平成17年３月25日に旧バンテックとの株式交換により株式会社バンテックホールディングスが権利義務を承継し、さらに、平成18年３月１日に株式会社バンテックホールディングスの株式移転により対象者が権利義務を承継した新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第27条の８第１項及び第２項に基づく公開買付届出書の訂正届出書を平成23年４月５日付で関東財務局長に提出いたしましたのでお知らせいたします。

これに伴い、平成23年３月10日付の「公開買付開始公告」（平成23年３月18日付「公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容につき、下記のとおり訂正いたしますので、併せてお知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の３第２項第１号に定義される買付条件等の変更ではございません。

記

Ⅰ　訂正届出書の内容

（訂正箇所には下線を付しております。）

第１【公開買付要項】

６【株券等の取得に関する許可等】

⑵【根拠法令】

（訂正前）

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第２項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から30日を経過する日まで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成23年３月３日付でかかる事前届出書を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付期間内の平成23年４月２日の経過をもって終了する予定です。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会から、排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、及び、同法第10条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「⑵ 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第１項第４号に定める事情が生

じた場合として、本公開買付けの撤回を行うことがあります。公正取引委員会から独占禁止法第49条第５項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第９項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第２項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する事前届出をする必要があります。当該届出が受理された日から 30 日を経過する日まで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

なお、公開買付者は、本公開買付けによる対象者普通株式の取得について公正取引委員会の事前相談制度を利用しておりませんが、平成 23 年３月３日付でかかる事前届出書を公正取引委員会に提出し、同日付で受理されており、待機期間は公開買付期間内の平成 23 年４月２日の経過をもって終了いたしました。また、公開買付者は、公正取引委員会から独占禁止法第 49 条第５項の規定に基づく事前通知及び同法第 10 条第９項に基づく報告等の要求を受けておらず、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付	平成23年４月３日（措置期間の終了による）
許可等の番号	公経株第215号（事前届出における受理番号）

第２【公開買付者の状況】

１【会社の場合】

(1)【会社の概要】

②【会社の目的及び事業の内容】

2) 事業の内容

(訂正前)

〈前略〉

（注）東関東日立物流サービス㈱と京葉日立物流サービス㈱は、平成 23 年４月１日を効力発生日として、東関東日立物流サービス㈱を存続会社、京葉日立物流サービス㈱を消滅会社とする合併を実施し、商号を首都圏日立物流サービス㈱といたします。

(訂正後)

〈前略〉

（注１）東関東日立物流サービス㈱と京葉日立物流サービス㈱は、平成 23 年４月１日を効力発生日として、東関東日立物流サービス㈱を存続会社、京葉日立物流サービス㈱を消滅会社とする合併を実施し、商号を首都圏日立物流サービス㈱といたします。

（注２）当社は平成 23 年４月５日付「当社子会社によるタイの物流会社の株式取得について」において、当社の子会社である Hitachi Transport System(Asia)Pte.Ltd.及び Hitachi Transport System(Thailand),Ltd.が、平成 23 年４月５日から８月中旬にかけて、タイの証券取引所に上場している Eternity Grand Logistics Public Company Limited の全株式を、大株主との相対取引及びタイ証券取引所での公開買付けにより取得する予定であることを公表しております。その詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類「公開買付代理ならびに事務取扱契約書」

平成23年3月10日付をもって提出した公開買付届出書の添付書類とした「公開買付代理ならびに事務取扱契約書」の頁が一部欠落しておりましたので、その頁を補完した同契約書を添付書類として提出いたします。

Ⅱ　公開買付開始公告の訂正の内容

（訂正箇所には下線を付しております。）

5．公開買付者である会社の目的、事業の内容及び資本金の額

(2) 事業の内容

（訂正前）

〈前略〉

（注）東関東日立物流サービス㈱と京葉日立物流サービス㈱は、平成23年4月1日を効力発生日として、東関東日立物流サービス㈱を存続会社、京葉日立物流サービス㈱を消滅会社とする合併を実施し、商号を首都圏日立物流サービス㈱といたします。

（訂正後）

〈前略〉

（注1）東関東日立物流サービス㈱と京葉日立物流サービス㈱は、平成23年4月1日を効力発生日として、東関東日立物流サービス㈱を存続会社、京葉日立物流サービス㈱を消滅会社とする合併を実施し、商号を首都圏日立物流サービス㈱といたします。

（注2）当社は平成23年4月5日付「当社子会社によるタイの物流会社の株式取得について」において、当社の子会社である Hitachi Transport System(Asia)Pte.Ltd.及び Hitachi Transport System(Thailand),Ltd.が、平成23年4月5日以降、8月中旬にかけて、タイの証券取引所に上場している Eternity Grand Logistics Public Company Limited の全株式を、大株主との相対取引及びタイ証券取引所での公開買付けにより取得する予定であることを公表しております。その詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（ご参考）本公開買付けの概要

1．対象者名

株式会社バンテック

2．買付け等の期間（届出当初の買付け等の期間）

平成23年3月10日（木曜日）から平成23年4月19日（火曜日）まで（28営業日）

3．買付け等の価格

(1) 普通株式　　1株につき金233,500円
(2) 本新株予約権　1個につき金1円

4．買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
233,144　(株)	123,991　(株)	―　(株)

（注）本公開買付けの詳細は、平成23年3月9日公表の「株式会社バンテック株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以上